

## 「蓄電システム」設置補助のご案内

薩摩川内市では、再生可能エネルギー利用を促進し、住宅におけるエネルギーの自立化や温室効果ガス排出量を低減すること、災害に強いまちづくりを目的に、蓄電システムの設置に対して補助を行います。ぜひ、ご利用ください。（※国のZEH支援補助金を受けることができる住宅に設置する蓄電システムについては、ZEH補助金での申請となります。）

### ○申請できる者（以下の4つ(法人の場合5つ)すべてを満たしている者が申請できます）

- ① 自ら居住・使用する住宅、事務所等に蓄電システムを設置した者（個人、法人等）。又は自ら居住・使用するために蓄電システムの設置済み建売住宅等を購入した者。
  - ② 市内の施工業者により蓄電システムを設置する予定の者。
  - ③ 補助金の完了報告書提出の日までに、自ら居住又は事務所等の使用を始めている者。
  - ④ 市税等を滞納していない者。
- ≪法人の場合≫
- ⑤ 太陽光発電設備を設置し、非常時等に市民への電源供給に協力できること。

### ○対象製品

公称最大蓄電容量が1kWh以上のもので、未使用のもの。

### ○補助額

蓄電池容量 1kwhあたり3万円を乗じた額。上限30万円(ただし千円未満切り捨て。)

### ○必要書類 【チェックシートとしてご利用ください】

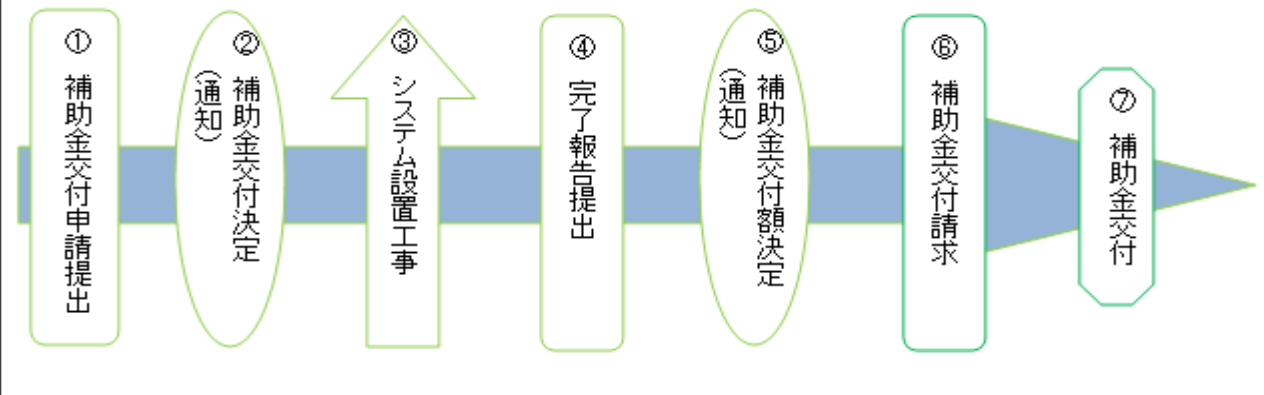
	補助金交付申請	完了報告
提出書類	<input type="checkbox"/> ①交付申請書 <input type="checkbox"/> ②着工前状況がわかるカラー写真 <input type="checkbox"/> ③工事請負契約書又は売買契約書写し <input type="checkbox"/> ④蓄電池の蓄電容量が確認できる書類 <input type="checkbox"/> ⑤住民票 （法人の場合、住所の証明ができる書類【営業証明書等】） <input type="checkbox"/> ⑥市税等の滞納のない証明書 （1ヶ月以内に発行されたもの） ※⑤⑥を発行する際には窓口で公的身分証明書の提示が必要になります <input type="checkbox"/> ⑦③で市内施工業者が確認できない場合、施工予定事業者が市内業者であることの証明書【施工予定証明書】 <input type="checkbox"/> ⑧承諾書 ≪法人の場合≫ <input type="checkbox"/> ⑨太陽光発電設備設置の確認ができる書類 <input type="checkbox"/> ⑩電源供給の協力に係る申出書	<input type="checkbox"/> ①完了報告書 <input type="checkbox"/> ②着工後の状況がわかるカラー写真 ※申請時から設置場所が変更になった場合 <input type="checkbox"/> 変更場所の工事前の写真 <input type="checkbox"/> ③住民票等（申請時と住所が異なる場合） <input type="checkbox"/> ④蓄電システムの保証書の写し <input type="checkbox"/> ⑤設置費に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> ⑥市税等の滞納のない証明書 <input type="checkbox"/> ⑦交付申請の際に⑦の書類を提出している場合、施工業者の証明書【施工証明書】 <input type="checkbox"/> ⑧補助金請求書 <input type="checkbox"/> ⑨振込口座が確認できるものの写し ≪法人の場合≫ <input type="checkbox"/> ⑩太陽光発電設備の設置状況がわかるカラー写真
備考	<input type="checkbox"/> 設置工事の着工前に提出 <input type="checkbox"/> 蓄電システムの設置に係る工期の記入 <input type="checkbox"/> 書類の印鑑が統一されていること	<input type="checkbox"/> 蓄電システムの設置工事に係る経費の領収日から、60日以内 <input type="checkbox"/> 申請時と書類の印鑑が統一されていること

## ☆地球にやさしい環境整備事業補助金（2019年4月～2020年3月）

### ○申請手続き

※ 工事の着工前に、補助金交付申請書類をそろえて提出してください。

手続きの流れ



### ○設置される方への注意事項

《申請について》

- ◆ 補助金交付申請の受付は、窓口でのみ行います。（郵送不可）
- ◆ 蓄電システムの設置に係る経費の領収日から60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書類の提出をしてください。  
完了報告の提出が遅れた場合、補助金が交付できません。ご注意ください。
- ◆ 期日までに提出が困難な場合は、ご相談ください。
- ◆ 受付件数が予算に達した時点で、補助は終了となる場合があります。
- ◆ 書類に使用する印鑑は、同一のものを使用してください。（スタンプ印（シャチハタ等）不可）
- ◆ 市税等の滞納のない証明書は、本庁または各支所税務窓口で補助金交付申請書をおみせいただければ、無料で発行できます。
- ◆ 申請後に内容に変更が生じた場合、変更内容によっては「変更申請」の提出が必要になります。提出が必要な内容変更であるかどうかは下記までお問い合わせください。

《申請後について》

- ◆ この補助金を利用して設置した蓄電システムは、市長の承認がなければ、法定耐用年数（6年）の期間内は処分・譲渡等することはできません。
- ◆ 補助金の交付を受けたご家庭には、家庭用蓄電システムの使用状況、ご家庭での電気・ガス等のエネルギー使用量等の資料提供をお願いすることとしています。ご協力をお願いします。



【問合せ先】 薩摩川内市役所

本庁 次世代エネルギー課

TEL:0996-23-5111